

# 棚田地域振興法の概要

- 昨年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

## 棚田地域振興法の概要

### 1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、  
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に  
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関する必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もつて棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。  
→ 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一體的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの（2条）

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

### 4. 基本方針等(5条・6条)

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

### 5. 具体的施策(7条～18条)

#### (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

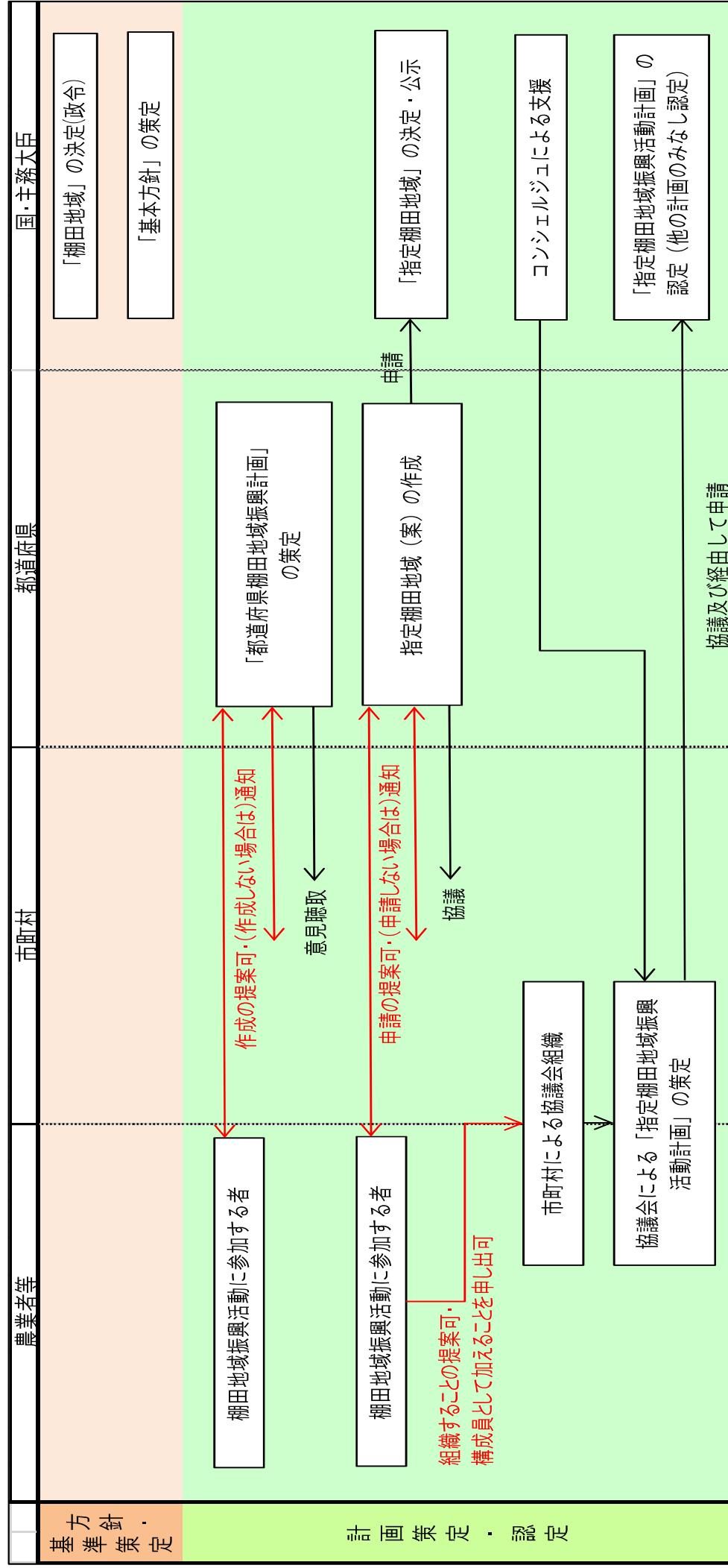
- ① 主務大臣(は)、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
  - ▶ 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村(は)、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
  - ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
  - ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
  - ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

#### (2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定
  - 申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
  - 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、工コツーリズム推進法の規定による工コツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ② 国(は)、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
  - 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のためにはならない。
  - ③ 要な措置(16条)
  - ④ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)
  - ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日  
失効日：令和7年3月31日

# 棚田地域振興法のスキーム



法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域の指定申請
- ② 都道府県に対して、指定棚田地域を組織すること
- ③ 市町村に対して、協議会を組織すること

①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。

